

一般社団法人日本地球化学会
50年会員顕彰規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の50年会員顕彰に関する事項を定めることを目的とする。

(顕彰)

第2条 50年間にわたり本会および日本地球化学会の正会員である者に対し、その功労を称え、50年会員の称号を進上するとともに、総会において表彰する。

2 50年会員は、理事会で承認する。

(会費)

第3条 50年会員は、会費を支払うことなく終身会員になることができる。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。